

建設機械等貸付仕様書

第1条 総 則

- 1 本節は、除排雪作業業務委託契約及び道路管理委託契約に基づき県が所有する建設機械等を請負者に貸付けるにあたっての必要事項を定め、もって建設機械等の適正な運用を図るものである。
- 2 秋田県建設交通部 地域振興局長（以下「振興局長」という。）が請負者に建設機械等を貸付することについては、当該業務委託契約書、除排雪用建設機械等貸付取扱要領及びこの仕様書に定めるところによるものとする。
- 3 この仕様書は建設機械等の貸付に関する一般仕様を示すものであり、この仕様書に記載されていない事項、又は特殊な事項については別に定める特記仕様書によるものとする。

第2条 監督職員

この仕様書において監督職員とは、発注者が当該業務委託契約の監督権限を行使するものとして請負者に通知した職員をいう。

第3条 提出書類

請負者は、別表に示す様式により速やかに関係書類を提出しなければならない。

第4条 貸付機械の範囲

振興局長はあらかじめ請負者に貸付ける建設機械等の範囲を、建設機械貸付調書（別表 - 1）及び施設貸付調書（別表 - 2）により請負者に提示するものとする。

第5条 建設機械等の貸付

- 1 請負者は、業務委託契約書に基づき建設機械等を借り受ける場合は、当該建設機械等を管理する振興局長に建設機械借受申請書（様式 - 1）により申請しなければならない。
- 2 振興局長は、建設機械等を引渡すときは、監督職員及び請負者又はその代理人を立ち合わせ、機械の整備状況や施設の損傷等を確認のうえ、建設機械機能現況表（様式 - 9）または、貸付施設現況表（様式 - 10）を作成し、貸付決定通知書（様式 - 2）を交付するものとする。
- 3 前項の機能現況表及び施設現況表は2部作成し、各立会者押印のうえ、振興局長、請負者それぞれ1部保有するものとする。

建設機械等貸付仕様書

- 4 請負者は貸付決定通知を受けたのち、借用書（様式 - 4）と引替に建設機械等を引渡すものとする。

第6条 運転員の承諾

- 1 請負者は、契約締結後すみやかに建設機械運転員届（様式 - 8の1）、除雪機械にあたっては、除雪機械運転員届（様式 - 8の2）を作成し主任監督員に提出しなければならない。なお、除雪機械運転員は「除雪機械運転員資格基準」に準拠するものとする。
- 2 前項の届には、免許証・修了証等の写しを添付しなければならない。
- 3 主任監督員は、運転員が監督職員等の適切な指示を履行せず正規の運転員として不適当と判断したときは、運転員の変更を求めることができる。

第7条 使用条件

- 1 請負者は、管理責任者を定めて貸付期間中善良な管理をしなければならない。
- 2 請負者は貸付機械の使用にあたっては、次の各号に掲げる事項に注意し、常に監督職員並びに機械担当職員に従い機械の機能保持に努めなければならない。
 - (1) 貸付機械を亡失、き損等のおそれのない場所に格納するか、またはシート等により被覆を行い、保管に万全を期すること。
 - (2) 建設機械等を使用目的以外の用途に使用しないこと。
 - (3) 道路運送車両法に規定される日常の点検整備を完全に実施すること。
 - (4) 整備工については、当該機械に精通した熟練者を当てること。
 - (5) 貸付機械に使用する油脂類、部品等並びに重要な箇所の修理は監督職員の指示を受けること。
 - (6) 届出した運転員以外の者に貸付機械の運転をさせないこと。
 - (7) 貸付機械の作業が過重にならないように注意すること。
 - (8) 貸付施設は、火災や盗難防止に細心の注意をはらって管理すること。
 - (9) 貸付施設は、常に整理整頓し清潔な状態を保つこと。

第8条 使用条件の違反

- 1 振興局長は、請負者が建設機械等の引渡しを受けた後、正当な理由なしに使用しない場合又はこの仕様書に違反した場合には、返納を命ずることができる。
- 2 前項の返納については、第14条によるものとする。

建設機械等貸付仕様書

第9条 諸経費の負担

- 1 次の各号に掲げる諸経費は請負者の負担とする。
 - (1) 建設機械等の引渡し返納に要する費用
 - (2) 建設機械等の管理に要する費用
 - (3) 貸付機械の機能を常に良好な状態に維持するために必要な点検、整備、修理に要する費用
 - (4) 自動車損害賠償補償法（昭和30年法律第97号、以下「自賠法」という。）による経費
 - (5) 建設機械の監査に直接必要な経費
 - (6) 貸付施設の清掃に要する費用
 - (7) 貸付施設で使用した電気、ガス、水道、電話、糞尿汲取料金
- 2 前項6号及び7号において、貸付施設を発注者側の直営職員と共同で使用する場合は、その費用については発注者と請負者が協議して決めるものとする。

第10条 建設機械等の亡失・損傷・故障

- 1 請負者は、建設機械等を亡失・損傷又は故障したときは、直ちにその事実について詳細な報告書（様式 - 6）を振興局長に提出しなければならない。
- 2 請負者は、前項の亡失・損傷又は故障が自己の責に帰すべき理由による場合、振興局長の指示に従い、すみやかに建設機械等を修理し、又は、同等品を納め、もしくはその損害額を負担しなければならない。
- 3 天災その他不可抗力によって建設機械等に損害が生じた場合は、その損害の補填については、振興局長と請負者が協議して決定するものとする。

第11条 貸付期間等の変更

- 1 請負者は、機械の貸付期間又は日数の変更を希望する場合は、その理由を付し、書面（様式 - 3）をもって振興局長に申し出なければならない。
- 2 前項の場合において、請負者の責により、その貸付期間を延長するときは、その延長日数に対し県が別に定める日当たり貸付料を徴収する。
- 3 業務委託契約が変更された場合、又は振興局長が特に必要と認めた場合には、振興局長・請負者協議のうえ、貸付期間、又は日数を変更することができる。

第12条 監査

- 1 請負者は、貸付期間中に監督職員による建設機械等の使用状況の監査に応じなければならない。
- 2 請負者は、前項の監査により指示された事項は直ちに履行し、その結果を

建設機械等貸付仕様書

監督職員に報告しなければならない。

第13条 機械使用実績報告書

請負者は、貸付機械の運転又は整備状況について、建設機械使用実績報告書（様式 - 7）を翌月5日まで提出しなければならない。

第14条 建設機械等の返納

- 1 請負者は、建設機械等を返納する場合、建設機械等返納書（様式 - 5）を振興局長に提出しなければならない。
- 2 振興局長は、貸付機械の返納を受けるときは、監督職員、請負者又はその代理人を立ち合わせ、当該建設機械等の整備状況を建設機械機能現況表（様式 - 9）又は、貸付施設現況表（様式 - 10）により検査し支障がないと認めるときは、これを収納するものとする。
- 3 請負者は、建設機械等の返納後といえども請負者の責に帰すべき故障又は、修理上の欠陥があった場合は、振興局長の指示に従い修理しなければならない。

第15条 返 還

- 1 請負者は、振興局長が特別の理由により貸付中の建設機械等の返還を求めるときは、その指示に従いすみやかに返還しなければならない。
- 2 前項の返還については第14条によるものとする。
- 3 請負代金については、振興局長、請負者協議のうえ決定するものとする。

第16条 保 険

- 1 請負者は、県において責任保険の契約を締結した貸付機械にかかる貸付期間中の事故により自賠法第19条の2の適用を受けることになった場合は、同条の規定による追加保険料を県に納入しなければならない。ただし、事故が振興局長の責に帰すべき理由により発生した場合においてはこの限りではない。
- 2 請負者は、貸与施設について、施設相当額の火災保険を発注者を受取人として加入するものとし、保険契約関係書類の写しを監督職員に提出しなければならない。施設相当額（保険額）については、監督職員と協議するものとする。

建設機械等貸付仕様書

別 表

本仕様書にもとづく提出書類

適用条項	名称	様式	あて先	提出期日	部数	摘要
5条	建設機械借受申請書	1	振興局長	契約締結後すみやかに	1	
11条	建設機械貸付期間延長申請書	3	"	発生の都度	1	
5条	建設機械等借用書	4	"	機械引渡	1	
8条、14条、15条	建設機械等返納書	5	"	返納返還時	1	
10条	建設機械亡失、損傷、故障報告書	6	"	発生の都度	1	
13条	建設機械使用実績報告書	7	"	翌月5日まで	1	
6条	建設機械運転員届除雪機械運転届	8	主任監督員	契約締結後すみやかに	1	免許証・修了証等の写しを添付
5条2項、8条2項、14条2項、15条2項	建設機械機能現況表	9	-	機械引渡返納返還時	2	借用書・返納書を添付
5条2項、8条2項、14条2項、15条2項	貸付施設現況表	10	-	施設引渡返納返還時	2	借用書・返納書を添付

建設機械等貸付仕様書

様式第1号(建設機械借受申請書)

平成 年 月 日

様

住所
会社名
代表者

印

建設機械等の借受について(申請)

財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例第9条により、次のとおり建設機械等の借受をしたいので申請します。

機 械 名	数 量	規 格 (機 械 番 号)	借 受 目 的	借 受 期 間	備 考

建設機械等貸付仕様書

様式第2号(貸付決定通知書)

平成 年 月 日

印

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった建設機械等の貸し付けは、次のとおり承認する。

機 械 名	数 量	規 格 (機 械 番 号)	使 用 目 的	貸 付 期 間	摘 要
					引渡 年 月 日 場所
					引渡 年 月 日 場所
					引渡 年 月 日 場所
					引渡 年 月 日 場所
					引渡 年 月 日 場所

建設機械等貸付仕様書

様式第3号(建設機械貸付期間延長申請書)

平成 年 月 日

様

住所
会社名
代表者

印

建設機械等の貸付期間の延長について(申請)

平成 年 月 日付けで許可を受けた、建設機械等貸付期間を次のとおり延長
したいので申請します。

機 械 名	
規格及び台数	
借受目的	
借受期間	
延長しようとする 借受期間	
申請理由	
備 考	

建設機械等貸付仕様書

様式第4号(借用書)

平成 年 月 日

様

住所
会社名
代表者

印

建設機械等借用書

受託業務施工のため借受する、次の建設機械等を受領しました。

機 械 名	数 量	規格(機械番号)	貸付・返納 年 月 日	備 考
			貸 付 年 月 日 返納予定 年 月 日	
			貸 付 年 月 日 返納予定 年 月 日	
			貸 付 年 月 日 返納予定 年 月 日	
			貸 付 年 月 日 返納予定 年 月 日	
			貸 付 年 月 日 返納予定 年 月 日	
			貸 付 年 月 日 返納予定 年 月 日	

1. 付属品については、備考欄又は別紙を作成のこと。

建設機械等貸付仕様書

様式第5号(返納書)

平成 年 月 日

様

住所
会社名
代表者

印

建設機械等返納書

受託業務施工のため借受した、次の建設機械等を返納します。

機 械 名	数 量	規 格 (機 械 番 号)	貸 付 年 月 日	返 納 年 月 日	備 考
			貸 付 年 月 日	返 納 予 定 年 月 日	
			貸 付 年 月 日	返 納 予 定 年 月 日	
			貸 付 年 月 日	返 納 予 定 年 月 日	
			貸 付 年 月 日	返 納 予 定 年 月 日	
			貸 付 年 月 日	返 納 予 定 年 月 日	
			貸 付 年 月 日	返 納 予 定 年 月 日	

1. 付属品については、備考欄又は別紙を作成のこと。

建設機械等貸付仕様書

様式第6号(建設機械亡失・損傷・故障報告書)

平成 年 月 日

様

住所
会社名
代表者

印

建設機械亡失・損傷・故障報告書

業務委託施工のため貸付を受けた、次の建設機械等に亡失・損傷・故障が発生したので報告します。

機 械 名	規 格	機械番号	亡失・損傷・ 故障発生場所	亡失・損傷・ 故障年月日	修理完了 見込年月日	アワメーター の読み
亡失・損傷・故障箇所	亡失・損傷・故障の理由			亡失・損傷・故障箇所の 発見後の処置状況		

備 考 用途に従い不要の文字は抹消して使用のこと。

様

住所
会社名
代表者

印

建設機械使用実績報告書

業務委託施工のため貸し付けを受けた、次の建設機械の 月分使用実績を次ぎのとおり報告します。

機械の貸し付け年月日 平成 年 月 日

機械名	機械番号	おもな作業内容	おもな作業の作業量	稼働状況		維持修繕費	おもな修理箇所及び取替部品名	摘要
				運転日数	運転時間			
				日	時間	円		

備考

1. おもな作業の内容の欄は、貸し付け機械を2工種以上の異なる作業に使用したときは、運転時間又は運転日数の最も多い作業内容。
2. おもな作業の欄は、おもな作業内容の欄に記入した作業量を測定できる時に記入。
3. 運転時間の欄は、運転時間の管理のできない機械又は管理の必要のない機械については、省略して良い。
4. 運転のミス又は不慮の事故に伴う修理で、当該修理に要した費用が300千円をこえる時は修理内容の詳細な説明書を添付。

様式第9号

建設機械機能現況表

機械名					機械各部の 状況及び故障 についての 対策						
規格											
機械番号											
検査場所											
検査年月日											
アワメーター 又は走行 距離計の読み	引渡		判定		付 属 品	品名	数量	状況	品名	数量	状況
	返納										
備考											

平成 年 月 日

上記のとおり確認する。

立 会 者

監督職員

印

機械担当職員

印

請負者又は
その代理人

印

貸付施設現況表

施設名		施 設 各 部 の 状 況	
種目構造			
数量			
検査年月日			
付属品			
備考			

平成 年 月 日

上記のとおり確認する。

立 会 者

監督職員

印

機械担当職員

印

請負者又は
その代理人

印

(別表 - 1)

建設機械貸付調書

機械の名称	規格	機械番号	使用目的	機械引渡場所	機械返納場所	貸付け日数	備考

備 考

1. 貸し付け期間中、定期調整による機械の返還、又は代替提供の時期については、備考欄に記入する。

(別表 - 2)

施設貸付調書

施設の名称	区分	種目構造	数量(m ²)	期間	所在地	備考

備 考

1. 施設の名称はステーション名を記入する。